

<b>軽量粘土事件（侵害差止等請求事件）</b>	
<b>事件の表示</b>	平成20年（ワ）第25354号 判決日：平成21年9月11日 原告：株式会社インファ 被告：株式会社デビカ
<b>判決</b>	原告特許権は進歩性を欠くので、権利行使できない。
<b>参照条文</b>	特許法第29条第2項，特許法第104条の3
<b>キーワード</b>	進歩性 数値限定

### 【事実関係】

#### 1. 事案の概要

本件は、軽量粘土である「被告製品」を販売している被告に対し、原告が、被告製品は原告の有する「本件特許権」を侵害すると主張して、①被告製品の販売の差止め及び廃棄を求めるとともに、②同特許権侵害の不法行為による損害賠償請求権に基づいて、損害賠償金等の支払を求める事案である。

#### 2. 本件特許発明の説明等

##### （1）本件特許発明の説明

本件特許発明1の構成要件を分説すると、次のとおりである。

【1A】有機中空微小球を含有する軽量粘土において、

【1B】当該有機中空微小球の

【1B1】平均粒径を30～150 $\mu$ mの範囲内の値とするとともに、

【1B2】添加量を、全体量に対して、0.1～3重量%未満の範囲内の値とし、

【1C】かつ、前記軽量粘土が、水をさらに含有するとともに、当該水の添加量を、全体量に対して、65～85重量%の範囲内の値とすること

【1D】を特徴とする軽量粘土。

本件特許発明2の構成要件を分説すると、次のとおりである。

【2A】有機中空微小球を含有する軽量粘土において、

【2B】当該有機中空微小球の

【2B1】平均粒径を30～150 $\mu$ mの範囲内の値とするとともに、

【2B2】添加量を、全体量に対して、0.1～3重量%未満の範囲内の値とし、

【2C】かつ、前記軽量粘土が、水をさらに含有するとともに、当該水の添加量を、全体量に対して、65～85重量%の範囲内の値とし、

【2C'】前記有機中空微小球が白色であること

【2 D】を特徴とする軽量粘土。

訂正後の本件特許発明2の構成要件を分説すると、次のとおりである。

【2 A】～【2 C】 同

【2 C”】前記有機中空微小球が白色『であって、前記有機中空微小球の反射率計で測定される視感明度(L値)を70～99の範囲内の値とする』こと

【2 D】を特徴とする軽量粘土。

## (2) 乙1刊行物の記載

本件特許出願前に頒布された刊行物である特公平6-70734号公報 (乙1刊行物) には、少なくとも次の構成を有する発明(乙1発明)が開示されている。

「軽量微小素材粒子が、外殻は塩化ビニリデン-アクリロニトリル共重合樹脂、酢酸ビニル-アクリロニトリル共重合樹脂、メチルメタクリレート-アクリロニトリル共重合樹脂、アクリロニトリル等を成分とし、気体を内包しており、粒径は1～200ミクロン、嵩比重は0.01～0.05に形成され、極めて軽量の微小中空球であって、軽量微小素材粉末を3～20部(重量部)、繊維粉を10～3部、カルボキシメチルセルロースを10～20部、水を50～60部、ポリオールエーテル粉を3～8部添加した100部の軽量粘土。」

## 3. 争点

- (1) 構成要件の充足
- (2) 新規性欠如
- (3) 進歩性欠如

## 4. 当裁判所の判断

乙1発明は、少なくとも、構成要件1 B 2のうち「0.1～3重量%」の点及び構成要件1 Cのうち水の添加量「65～85重量%」の点を除く構成を備えている点で、本件特許発明1と一致する。

乙1発明は、少なくとも、構成要件2 B 2のうち「0.1～3重量%」の点、構成要件2 Cのうち水の添加量「65～85重量%」の点及び構成要件2 C' (有機中空微小球が白色であること)を除く構成を備えている点で、本件特許発明2と一致する。

乙1発明の「軽量微小素材の粒子」は、加熱膨張後の微小中空球粒子をいうことは明らかである。

乙1刊行物に接した当業者は、乙1発明の「軽量微小素材粉末」としては、既存の膨張済み微小中空球製品のうち水分を70～90重量%含む含水のもの（WEタイプ）を使用するのが適当と理解するというべきである。

乙1発明において添加する「軽量微小素材粉末」を使用すると、有機中空微小球それ自体の重量%は、「0.3重量%～6重量%」となる。

乙1発明の有機中空微小球それ自体の重量%「0.3重量%～6重量%」を、本件特許発明の有機中空微小球の添加量「0.1～3重量%未満」と変更することについての格別の技術的意義は、本件明細書からは見いだせない。

そうすると、本件特許発明において有機中空微小球の添加量を「0.1～3重量%未満」としたことは、乙1発明の「軽量微小素材粉末」として適当な含水のものの添加量の数値範囲を好適なものに変更したにすぎないというべきであり、当業者が適宜行う範囲内のことというほかない。

よって、有機中空微小球の添加量を「0.1～3重量%未満」としたことは、当業者が容易に想到することができたというべきである。

乙1発明の「水50～60部」とは、水を「52.1～78重量%」添加することとなる。

乙1発明の「軽量微小素材粉末」を使用した場合の水の添加量「52.1～78重量%」を、本件特許発明の「65～85重量%」と変更することについての格別の技術的意義は、本件明細書からは見いだせない。

そうすると、本件特許発明において水の添加量を「65～85重量%」としたことは、乙1発明の「軽量微小素材粉末」として適当な含水のものの添加量の数値範囲を好適なものに変更したにすぎず、当業者が適宜行う範囲内のことというほかない。

よって、水の添加量を「65～85重量%」としたことは、当業者が容易に想到することができたというべきである。

有機中空微小球の「白色」を、表し方としてごく一般的なL値で表し、その値を任意に70～99の範囲内に設定したとしても、それは当業者が任意に行う設計事項にすぎず、特段の技術的意義を見いだすことはできない。

本件特許発明1、2及び本件訂正発明2は、いずれも、乙1発明から当業者が容易に発明をすることができたものであり、進歩性を欠く発明である。

したがって原告は被告に対し、本件特許権を行使することができない。

以上